

全建労発第88号

平成28年1月27日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
(公 印 省 略)

公共事業労務費調査（平成27年10月調査）の実施報告について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、（公共事業労務費調査連絡協議会事務局）国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長より、標記調査の実施報告として「平成28年2月から適用する公共工事設計労務単価」の決定及び公共工事設計労務単価について適正な取扱いが図られるよう周知依頼がありました。

なお、本労務費調査は、建設労働者の賃金支払いの実態の正確な把握と雇用改善の促進を図り、下請企業を含めた建設労働者の雇用管理の徹底のために実施されているものです。

つきましては、貴会会員に対し、公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や建設労働者の賃金を拘束するものではないこと、また、公共工事設計労務単価は、所定労働時間外の労働に対する割増賃金や下請企業の現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないこと等とともに本調査の目的である建設労働者の賃金の支払い実態の正確な把握とともに、下請企業を含めた建設労働者の雇用管理の徹底についても併せてご周知いただきますようお願い申し上げます。

以 上